

小矢部市下水道事業経営戦略

(農業集落排水事業)

(平成29年度～平成38年度)

平成29年1月

富山県小矢部市

小矢部市下水道事業経営戦略

(平成 29 年度～平成 38 年度)

目 次

第 1 章 経営戦略策定の趣旨	-----	1
1.1 経営戦略の位置づけ	-----	1
1.2 計画期間	-----	1
第 2 章 下水道事業の現状と課題	-----	2
2.1 下水道事業の役割	-----	2
2.2 下水道事業の種類	-----	2
2.3 下水道事業の現状	-----	4
(1) 下水道の普及状況	-----	4
(2) 水洗化の状況	-----	4
(3) 有収水量の状況	-----	4
(4) 老朽化の状況	-----	5
(5) 管渠の状況	-----	5
(6) 職員の状況	-----	6
(7) 経営の状況	-----	6
第 3 章 経営の方針	-----	9
第 4 章 効率化・経営健全化の取組み	-----	10
4.1 経営基盤の強化	-----	11
(1) 組織の活性化と人材の育成	-----	11
(2) 効率的な組織の整備	-----	11
(3) 民間の資金・ノウハウの活用	-----	12
(4) 処理区域内での早期水洗化の促進	-----	12
4.2 投資の合理化	-----	13
(1) 民間の資金・ノウハウの活用	-----	13
(1) 新技術の活用	-----	13
4.3 危機管理体制の強化	-----	14
(1) 危機管理等の体制整備	-----	14
(2) 施設の耐震化	-----	14
(3) 公共用水域の水質保全	-----	15
第 5 章 投資計画	-----	16
5.1 農業集落排水事業の投資計画	-----	16
(1) 農業集落排水事業の下水道整備基本方針	-----	16
(2) 下水道施設の整備状況	-----	16

第6章 投資・財政計画	17
6.1 投資事業に必要な財源の確保	17
6.2 投資事業に必要な財源確保のための検討事項	17
(1) 使用料収入	17
(2) 起債	17
(3) 一般会計からの繰入金	18
6.3 財政計画の前提条件	18
(1) 水洗化人口の見込み	18
(2) 1人1日当たりの有収水量の見込み	19
6.4 財政試算	20
(1) 下水道使用料	20
(2) 起債	20
(3) 一般会計からの繰入金	22
第7章 経営戦略の進捗管理	25

第 1 章 経営戦略策定の趣旨

第 1 章 経営戦略策定の趣旨

小矢部市は、富山県の最西端に位置し、大門山を源流とする小矢部川の流れとともに散居村で知られる砺波平野が広がる自然環境に恵まれた風向明媚な都市です。

本市の農業集落排水事業は、平成元年に田川地区 26.0ha、平成 6 年に藪波北部地区 32.9ha、平成 7 年に北蟹谷地区 44.4ha について事業着手し、現在、3 地区が供用開始しており、下水道整備はすべて完了しています。

平成 27 年度末では、3 地区の合計の水洗化率が 91.5%となっており、ほぼ接続済みであります。

一方、少子高齢化の進行、生活様式の多様化、経済成長の鈍化など、社会の潮流は転換期を迎えており、これらは農業集落排水事業の今後の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

この経営戦略は、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、今後も市民に下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として作成するものであります。

1.1 経営戦略の位置づけ

経営戦略については、人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増すなか、農業集落排水事業による下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、平成 26 年 8 月に総務省通知の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により、「経営戦略」を策定し経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められています。

よって、経営戦略は、中長期的な経営の基本計画と位置付け、現状と将来見通しを踏まえ策定するものです。

1.2 計画期間

平成 29 年度～平成 38 年度（10 年間）

第2章 下水道事業の現状と課題

第2章 下水道事業の現状と課題

2.1 下水道事業の役割

下水道は、市民の環境衛生の向上や都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことが出来ない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設であります。

下水道の主な役割としては、汚水の排除、雨水の排除、公共用水域の水質の保全という大きな3つの役割があります。

(1) 汚水の排除（生活環境の改善）

- ① 生活あるいは生産活動に伴って生ずる汚水を速やかに排除し、悪臭や、害虫の発生防止、及び感染症の発生を予防する。
- ② 便所の水洗化を通じて衛生的で快適な生活環境を確保する。

(2) 雨水の排除（浸水の防除）

降った雨水を、下水道を通じて河川等に速やかに排除したり、貯留・浸透したりすることにより、浸水の防除を行います。

特に近年は、都市化の進展、多発する局地的大雨により、従来よりも雨水の流出が増え、下水道の整備が不可欠となっています。

(3) 公共用水域の水質の保全

生活排水や工場排水を中心とする汚水を下水道管渠で処理場に集め、適切に処理することにより、河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保全します。

2.2 下水道事業の種類

本市の下水道事業には、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化整備事業の3つの事業があります。

(1) 公共下水道事業

公共下水道事業は、国土交通省の所管の事業で、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。

本市の公共下水道は、すべて小矢部川流域下水道へ接続しており、小矢部川横断のための汚水中継ポンプ場が1箇所あり、その他、水路横断や土被りが深くなった時の揚水のために現在63箇所のマンホールポンプが運転しています。

第2章 下水道事業の現状と課題

項目		全体計画 (ha)	現在認可 (ha)	事業着手 年月日	供用開始 年月日	
流域関連 公共下水道	公共下水道	486.40	429.70	S57.3.31	H2.4.1	
	特定環境保全 公共下水道	小矢部川 幹線	423.12	267.90	H4.4.1	H6.3.31
		小矢部福光 幹線	195.88	161.80	H10.11.1	H15.4.1
		特環計	619.00	429.70		
	小計	1,105.40	859.40			

(2) 農業集落排水事業

集落排水事業は農林水産省所管の事業で、公共下水道区域外の農漁村におけるし尿、生活雑排水等の汚水等を処理するものです。本市には、現在3地区の農業集落排水処理施設がありますが、すでに小矢部川流域下水道区域に位置付けられており、農集の処理場の財産処分年限（30年）経過後に、公共下水道へ接続する計画であります。

項目		全体計画 (ha)	現在認可 (ha)	事業着手 年月日	供用開始 年月日
農業集落 排水事業	田川	26.00	26.00	H1.7.10	H5.3.31
	藪波北部	32.90	32.90	H6.6.23	H10.3.31
	北蟹谷	44.40	44.40	H7.4.1	H11.3.31
	小計	103.30	103.30		

(3) 合併処理浄化槽整備事業

この事業は、個人設置型で合併処理浄化槽の整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、個人の合併処理浄化槽設置費用の一部を助成する事業であります。

第2章 下水道事業の現状と課題

2.3 農業集落排水事業の現状

(1) 下水道整備の状況

本市の農業集落排水事業は、平成元年に田川地区 26.0ha、平成6年に藪波北部地区 32.9ha、平成7年に北蟹谷地区 44.4ha について事業着手し、現在、3地区が供用開始しており、下水道整備はすべて完了しています。

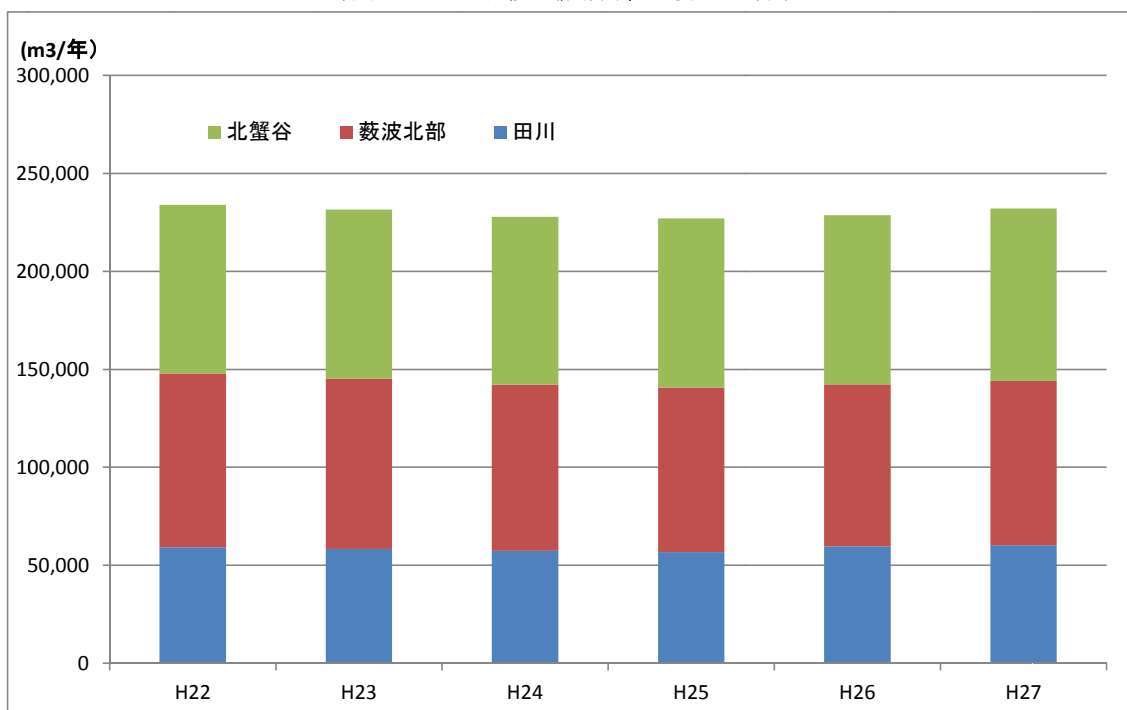
(2) 水洗化の状況

平成27年度末では、3地区の合計の水洗化率が91.5%となっており、ほぼ接続済みであります。

(3) 有収水量の状況

下水道使用料の対象汚水量である有収水量の推移を見てみると、近年、横ばいで推移しています。

有収水量の推移（農業集落排水事業）



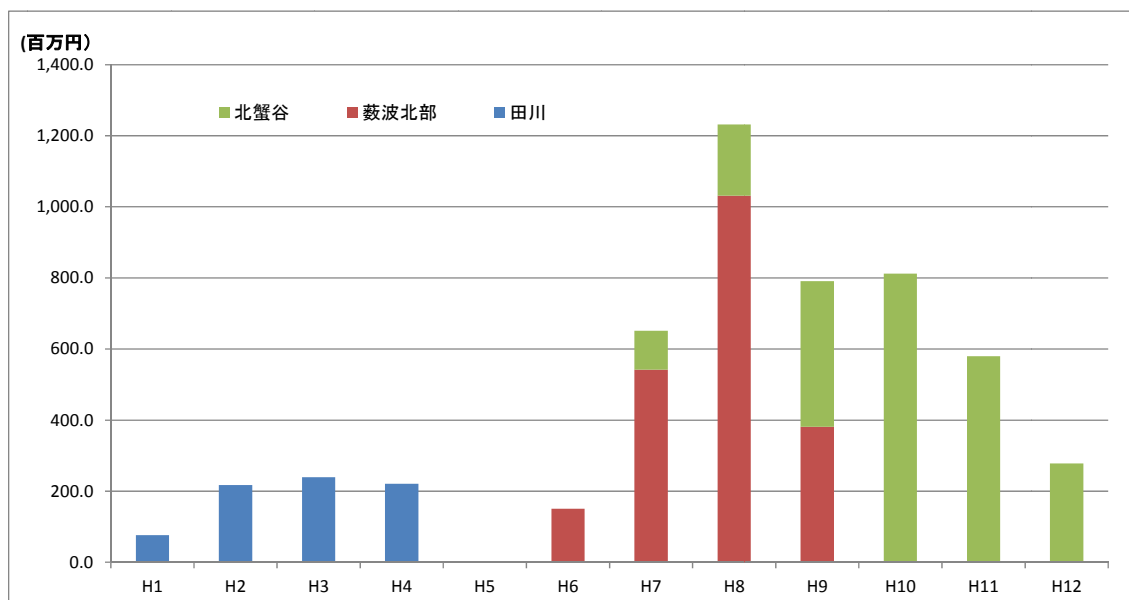
項目		H22	H23	H24	H25	H26	H27
有収水量 (m³/年)	北蟹谷	86,059	86,241	85,547	86,316	86,270	87,934
	藪波北部	88,689	86,940	84,782	83,990	82,591	83,926
	田川	59,201	58,289	57,427	56,692	59,695	60,227
	計	174,748	173,181	170,329	170,306	168,861	171,860

第2章 下水道事業の現状と課題

(4) 老朽化の状況

平成28年度末時点での経過年数は、田川地区(平成5年供用開始)が24年、次いで藪波北部地区(平成10年供用開始)が19年、最も新しい北蟹谷地区(平成11年供用開始)が18年経過しようとしています。

事業費の推移



(単位：百万円)

地区	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
田川	76.1	217.3	239.0	220.6								
藪波北部						150.4	541.6	1,031.5	381.5			
北蟹谷							110.2	200.6	409.4	811.8	579.9	278.3
計	76.1	217.3	239.0	220.6		150.4	651.8	1,232.1	790.9	811.8	579.9	278.3

(5) 管渠の状況

農業集落排水事業の管渠整備は、平成12年度末ですべて完了しており、管渠延長は田川地区7,558m、藪波北部地区17,197m、北蟹谷地区10,251mの合計約35kmに達しています。

整備延長

地区	管渠延長 (m)	マンホールポンプ (箇所)
田川	7,558	4
藪波北部	17,197	5
北蟹谷	10,251	5
計	35,006	14

第2章 下水道事業の現状と課題

(6) 職員の状況

農業集落排水事業の職員数は、すべて公共下水道事業と兼務であり、平成27年度末では7人となっています。この兼務体制は、今後も変わらない予定です。

(7) 経営の状況

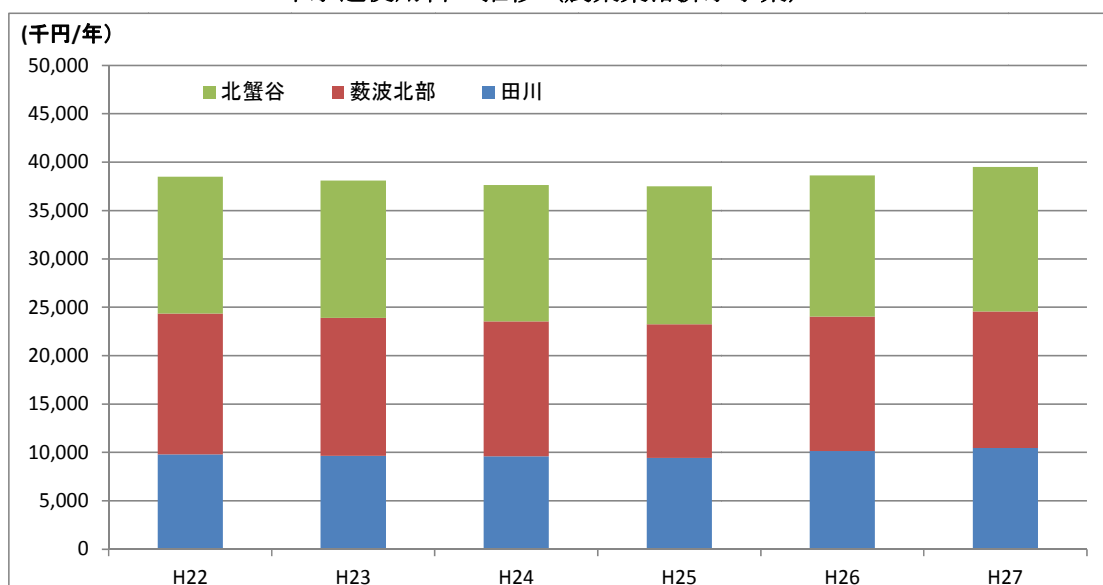
① 下水道使用料の状況

下水道使用料単価は、消費税改定に伴うもの以外の改定は行っておらず、供用開始以来、公共下水道使用料単価と同水準としております。(直近の改定は、平成26年4月1日) 農業集落排水事業の下水道使用料は、近年、横ばいで推移しています。今後は、人口減少に伴い、下水道使用料も減少傾向に転ずるものと思われま

1か月当たり下水道使用料金(平成26年6月請求分より)

汚水種別	基本料金		超過料金(水量1立方メートルにつき)	
	水量	料金	使用水量	単価
一般汚水	10立方メートル	1,620円 (税抜1,500円)	10立方メートルを超え	162円
			50立方メートルまで	(税抜150円)
			50立方メートルを超え	172.8円
			100立方メートルまで	(税抜160円)
公衆浴場	100立方メートル	6,480円 (税抜6,000円)	100立方メートルを超	64.8円
			えるもの	(税抜60円)

下水道使用料の推移(農業集落排水事業)

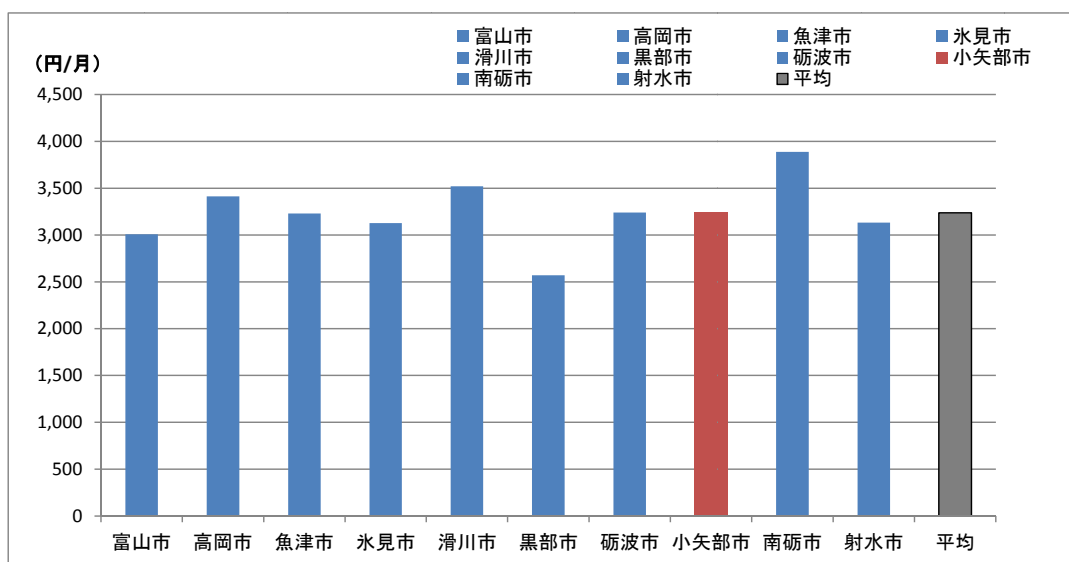


第2章 下水道事業の現状と課題

本市の平均的な一般家庭が1か月当たり20m³使用した場合の使用料は、平成25年度までは、3,150円、平成26年度から消費税等の引き上げ相当分を転嫁した結果3,240円となっており、ほぼ富山県下の平均値となっています。

富山県下の下水道使用料の比較（平成26年度末）

（1か月20m³当たり 消費税込）



② 一般会計からの繰入金の状況

農業集落排水事業の一般会計からの繰入金は、微増傾向にあり、平成27年度末で123,880千円となっています。

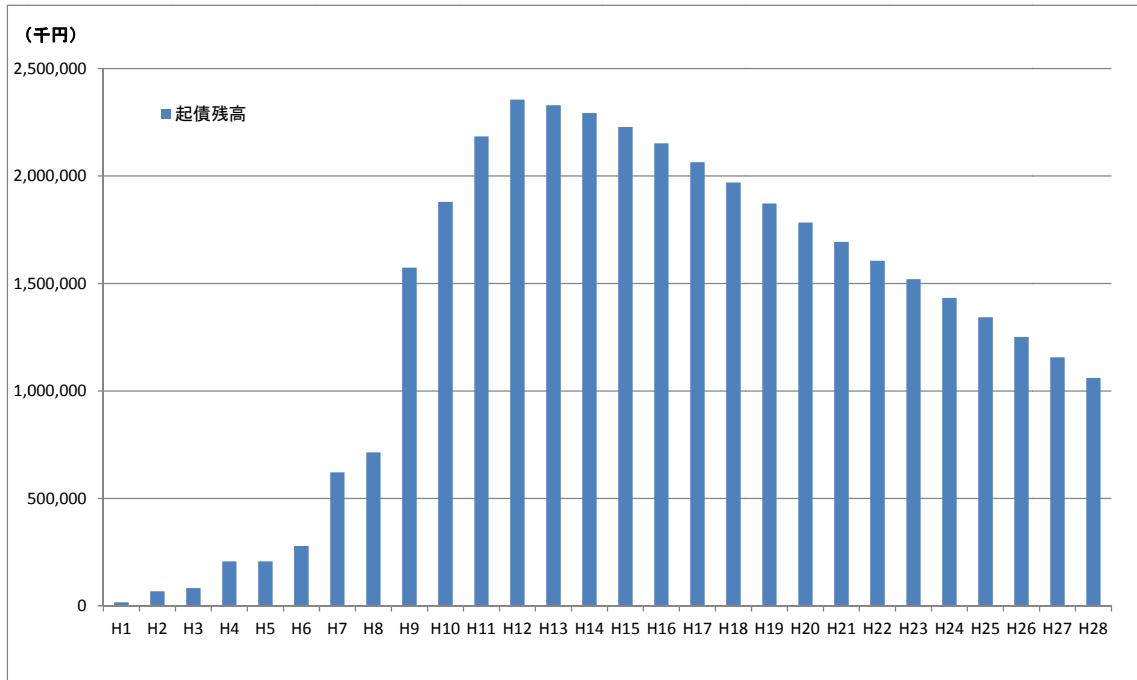
今後は、起債償還のピークが過ぎたことから、一般会計からの繰入金は、中長期的には減少傾向に転ずるものと考えられます。

第2章 下水道事業の現状と課題

③ 起債残高の状況

農業集落排水事業の起債残高は、平成28年度末で10.6億円となっており、平成41年度で起債償還は完了予定です。

起債残高の推移（農業集落排水事業）



第3章 経営の基本方針

第3章 経営の基本方針

人口減少や少子高齢化の進行、生活様式の変化、省資源化、経済成長の鈍化など社会構造の変化等、今後の下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されますが、安定した市民生活の実現において、下水道は重要な社会インフラであり、今後とも必要とされる要素であることに変わりはありません。その実現のために経営戦略を策定し、市民に「安全で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」ことを基本方針とします。

第4章 効率化・経営健全化の取り組み

第4章 効率化・経営健全化の取り組み

下水道サービスを持続的、安定的に提供し、更なる投資事業を実施していくには、これまでの経営努力に加え、徹底した効率化・経営健全化に取り組む必要があり、使用料収入等の収入の確保や、事業運営にかかるコストを削減することで経営基盤の強化を図るとともに、計画的、効率的な処理施設の更新などにより投資の合理化を進める必要があります。また、災害や事故等の発生時に備えた危機管理体制の強化も重要となります。

これら必要とされる取り組みについて、3つの施策目標として区分し、それぞれについて課題を定め、取り組みます。

経営基盤の強化

課題	具体的な取り組み
組織の活性化と人材育成 …	職員研修の実施
効率的な組織の整備 ……	外部委託の推進
民間の資金等の活用 ……	包括民間委託の検討
早期水洗化の促進 ……	未接続世帯の把握と戸別訪問の実施

投資の合理化

課題	具体的な取り組み
民間の資金等の活用 ……	P F I 導入の検討
新技術の活用 ……	省エネルギータイプ機器の導入

危機管理体制の強化

課題	具体的な取り組み
危機管理の体制強化 ……	下水道BCP等の整備
施設の耐震化 ……	改築更新に伴う耐震化の推進
公共用水域の水質保全 ……	水質検査体制の充実

第4章 効率化・経営健全化の取り組み

4.1 経営基盤の強化

(1) 組織の活性化と人材の育成

地方分権が進展するなか、市民の行政(市役所・市職員)に対する要望や期待は質・量ともに高まってきています。「スリムな行政」を目指しながら、複雑多様化かつ高度化する行政需要に的確に応えていくためには、職員一人ひとりの能力を伸ばしていくことが不可欠です。将来の下水道事業を担う人材を育成するため、職員研修を実施し、職員一人ひとりの能力の向上や意識改革に取り組みます。また、職場外研修にも積極的に参加し、業務の実情に応じた人材を育成することにより、組織を活性化していきます。

- 主な取り組み
 - ・ 職員研修の実施

(2) 効率的な組織の整備

下水道事業では、従前から事務・事業の合理化に取り組んできましたが、今後も業務改善や更なる民間委託の推進などにより、組織の効率化を進めていきます。

なお、外部委託を進めることにより組織の効率化が図られる一方で職員の技術継承に支障をきたす懸念もあるため、技術継承と委託化の最適なバランスを見極めることが重要となります。

- 主な取り組み
 - ・ 外部委託の推進

第4章 効率化・経営健全化の取り組み

(3) 民間の資金・ノウハウの活用

下水道事業では、これまでも維持管理業務、下水道使用料徴収等の委託を進め業務の効率化を図ってきました。

今後も、「民間でできることは民間で」という考え方の下に、管路施設の調査・改築・維持管理について、包括民間委託の実施など最適な手法を検討します。

なお、検討に際しては、緊急時や災害時の体制、また、維持管理や運転管理の技術継承とのバランスにも留意します。

- 主な取組み
 - ・ 包括民間委託の検討

(4) 処理区域内での早期水洗化の促進

農業集落排水事業の水洗化は、平成27年度末で91.5%と非常に高い接続率であります。経済的な理由や建物の老朽化、世帯の高齢化等の事情により、下水道に接続せずそのまま放置されている事例があります。負担の公平性の確保のためにも、未接続家屋への啓発・水洗化の促進を図る必要があります。今後も、未水洗家屋の実態把握調査や訪問指導などの手段により、早期水洗化の促進に努めます。

- 主な取組み
 - ・ 処理区域内での早期水洗化指導の継続
(未接続世帯の把握と戸別訪問の実施)

第4章 効率化・経営健全化の取り組み

4.2 投資の合理化

(1) 民間の資金・ノウハウの活用

施設整備の資金調達から設計、施工、運営などを民間に委ねるPFIの他都市での導入事例を参考に、導入時の課題や導入の効果を研究し、PFI等導入の検討を行うなど、民間の資金・ノウハウの活用に努めていきます。

- 主な取組み
 - ・ PFI等導入の検討

(2) 新技術の活用

ポンプ場の機器更新時に省エネルギータイプの機器の導入を行い、消費電力の削減に努めます。

また、機械設備、情報通信技術、調査、施工など下水道事業における新技術の導入の可能性について研究します。

- 主な取組み
 - ・ 省エネルギータイプの機器の導入

第4章 効率化・経営健全化の取り組み

4.3 危機管理体制の強化

下水道事業は、公共用水域の良質な水質の確保や生命・財産を守る浸水対策など、市民の日常生活に欠くことができない重要なサービスを提供していることから、防災・減災等の対策に取り組む必要があります。

(1) 危機管理等の体制整備

自然災害や事故等の不測の事態により下水道施設が被害を受けた場合でも、短期間で復旧できるようにするため、下水道BCP等の整備、高い危機管理能力を備えた職員の養成に努めます。

また、大規模地震等により、被災した自治体単独では対応できない下水道被害が発生した場合に備えて、下水道事業における相互支援体制を整備しています。

(「下水道事業災害時中部ブロック連絡会会議」)

その他、事故や災害発生時の外部委託業者との的確な対応体制を整備します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 主な取り組み・ 下水道BCP等の整備 |
|---|

(2) 施設の耐震化

下水道施設は、電気、ガス、水道とともに重要なライフラインの1つであり、震災により施設機能が停止した場合、下水道管の損壊による道路陥没・交通渋滞、排水不能により汚水が地表面に溢れるなど、市民生活に甚大な影響を及ぼします。このため、耐震化に取り組んでいきます。

① 管渠の耐震化

管渠施設については、長寿命化計画を策定したうえで、順次、改築更新時に耐震化を進めていきます。

② 処理場の耐震化

処理場については、公共下水道接続を予定していることから、耐震化の予定はありません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 主な取り組み・ 改築更新に伴う耐震化の推進 |
|--|

第4章 効率化・経営健全化の取り組み

(3) 公共用水域の水質保全

下水処理場から排出される放流水には、下水道法・水質汚濁防止法などにより排水基準が設けられています。本市においては処理場の放流水等の水質検査を定期的
に実施し、下水処理の運転が適正に行われ、排水基準が順守されているかの確認
を行っています。

しかし、特定事業場、除害施設の設置事業場については、届出時に排水処理施設
等の審査を行うとともに、立入検査等の監視・指導を実施し、排水が排除基準に
適合しているかをチェックしています。今後も公共用水域の水質保全のため、検査体
制の充実を図ります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 主な取組み<ul style="list-style-type: none">・ 水質保全のための検査体制の充実 |
|--|

第 6 章 投資・財政計画

第 5 章 投資計画

5.1 農業集落排水事業の投資計画

(1) 農業集落排水事業の下水道整備基本方針

本市の農業集落排水事業の下水道整備は、すべて完了しており、今後の投資は、新築家屋等の公共柵設置が主となることから、年間約 160 万円程度を見込んでいます。また、農業集落排水事業の 3 地区は、処理施設の補助金適化法の制限期間である 30 年経過時点で公共下水道へ接続する計画であるため、処理場の機械・電気設備については、接続時期まで修繕にて長寿命化を図り、極力、設備投資を抑える考えです。

処理区名	供用開始	接続予定年度	備 考
田川	H5	H35	
藪波北部	H10	H40	
北蟹谷	H11	H41	

(2) 下水道施設の整備状況

現在、農業集落排水事業の整備状況は以下のとおりとなります。

農業集落排水事業の整備状況

地区名		整備済面積 B	整備率 B/A	行政区域内人口 31,020			行政区域内世帯数 10,233			平成28年3月31日 現在		
				現在処理区域内		普及率	水洗便所設置		水洗化率		事業着手 年月日	供用開始 年月日
				世帯 C	人口 D	D/行政人口	世帯 E	人口 F	世帯 E/C	人口 F/D		
農業集落排水	田川	26.00	100.0	197	527	1.7	194	522	98.5	99.1	H 1.7.10	H 5.3.31
	藪波北部	32.90	100.0	370	1,086	3.5	314	986	84.9	90.8	H 6.6.23	H10.3.31
	北蟹谷	44.40	100.0	316	1,134	3.7	274	1,006	86.7	88.7	H 7.4.1	H11.3.31 一部
	小計	103.30	100.0	883	2,747	8.9	782	2,514	88.6	91.5		

第6章 投資・財政計画

6.1 投資事業に必要な財源の確保

農業集落排水事業の今後の投資は、新築家屋の公共柵設置工事がメインであります。水洗化がほぼ終わっている状況を勘案すると、今後、本市の将来人口の減少、節水意識の向上や節水機器の普及により、下水道使用料収入の減少が予想されます。そのため、投資試算（投資事業の所要額の見通し）と財源試算（下水道使用料などの財源の見通し）を均衡させることが持続可能な下水道事業を実現するうえで非常に重要となります。

6.2 投資事業に必要な財源確保のための検討事項

(1) 使用料収入

使用料とは、下水道事業の運営管理に係る経費のうち、私費として負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものであり、その徴収根拠及び設定の原則は、下水道法第20条に次のように規定されています。

- ① 下水道管理者は、条例で定めるところにより、下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。（法第20条第1項）
- ② 使用料は、次の原則によって定めなければならない。（法第20条第2項）
 - ・ 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - ・ 能率的な管理のもとにおける適正な原価を超えないものであること。
 - ・ 定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - ・ 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

一般的に下水道整備には長期間を有するため、整備途上で普及率の低い段階においては、十分な使用料収入が得られないため、普及が進むまでの間、過渡的に一般会計が支援することも止むを得ないとされるところですが、普及率が上昇したにも関わらず、恒常的に多額の繰入れを続けていくことは、受益者負担の原則や独立採算制の原則からも適正な状況とはいえず、段階的に見直しを図っていく必要があります。

(2) 起債

今後、下水道の処理人口が減少し将来の使用料収入の減少が見込まれる中、現役世代が負担すべき費用を将来世代が過度に負担することとならないよう、処理区域内人口1人当たりの起債残高等に留意し、起債残高の抑制を図ることが重要となります。

第6章 投資・財政計画

(3) 一般会計からの繰入金

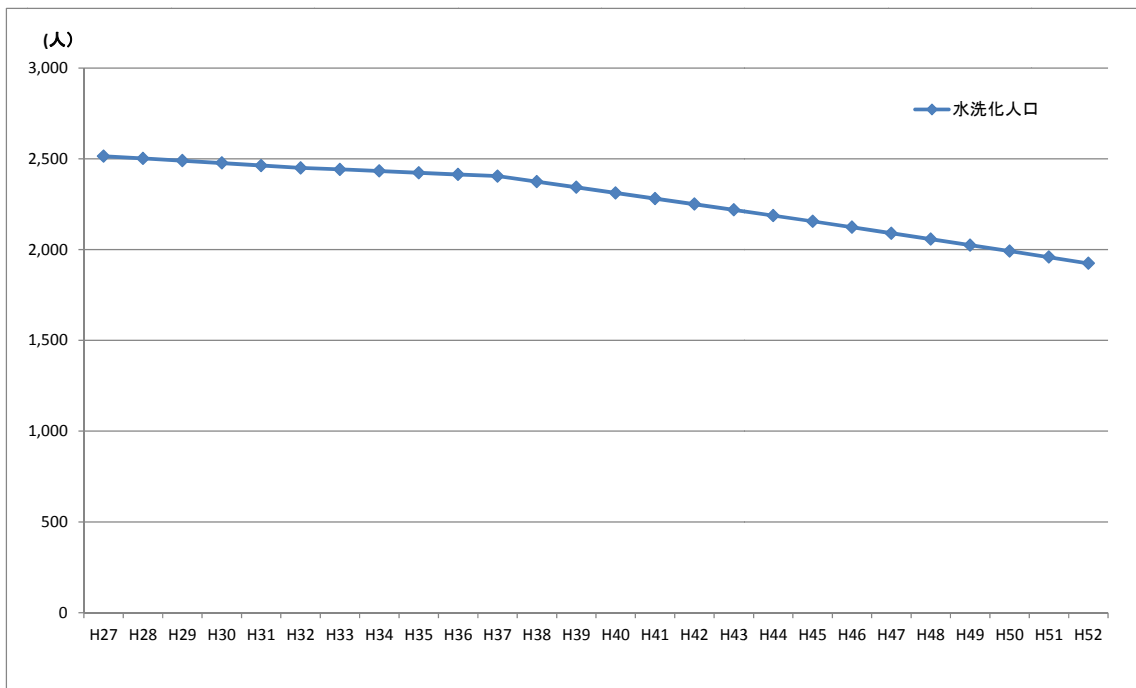
一般会計からの繰入金には、毎年度、総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準に基づく繰入金（基準内繰入金）とそれ以外の基準に基づかない繰入金（基準外繰入金）があります。

平成28年度における農業集落排水事業に係る当該繰入金は約1.3億円です。

6.3 財政試算の前提条件

(1) 水洗化人口の見込み

本市の人口予測は、「国立社会保障・人口問題研究所」で公表されているコーホート要因法により算定された人口予測値を採用しています。これに基づき、農業集落排水事業の水洗化人口を算定すると、水洗化がほぼ完了しているため、今後は、行政人口の減少に伴い、水洗化人口も減少していきます。



水洗化人口の予測

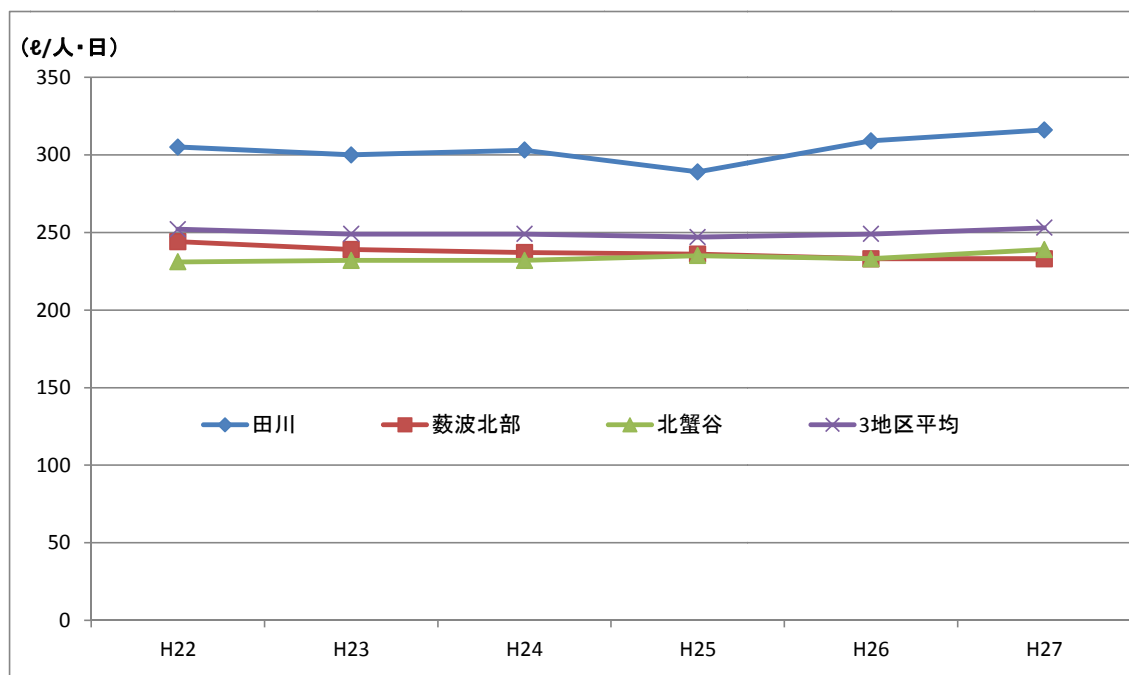
単位：人

項目	H27末	H32	H37	H42	H47	H52
水洗化人口 (人)	2,514	2,450	2,405	2,251	2,090	1,924
対H27末	1.000	0.975	0.957	0.895	0.831	0.765

第6章 投資・財政計画

(2) 1人1日当り有収水量の見込み

農業集落排水事業の1人1日当り有収水量は、3地区平均250(ℓ/人・日)前後で横ばいで推移しており、今後も変動はないものと考えられます。



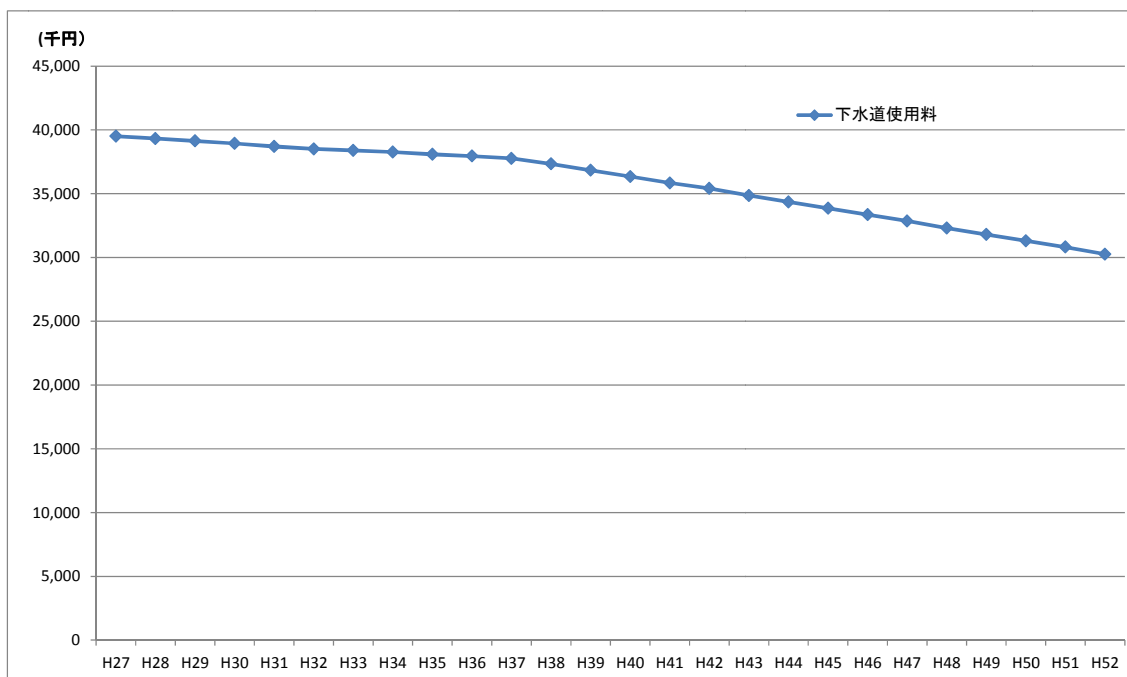
項目		H22	H23	H24	H25	H26	H27
有収水量 原単位 (ℓ/人・日)	田川	305	300	303	289	309	316
	藪波北部	244	239	237	236	233	233
	北蟹谷	231	232	232	235	233	239
	3地区平均	252	249	249	247	249	253

第6章 投資・財政計画

6.4 財源試算

(1) 下水道使用料

平成27年度の農業集落排水事業の下水道使用料は、約4千万円ですが、今後は、人口減少に伴い、下水道使用料も減少することが予測されます。

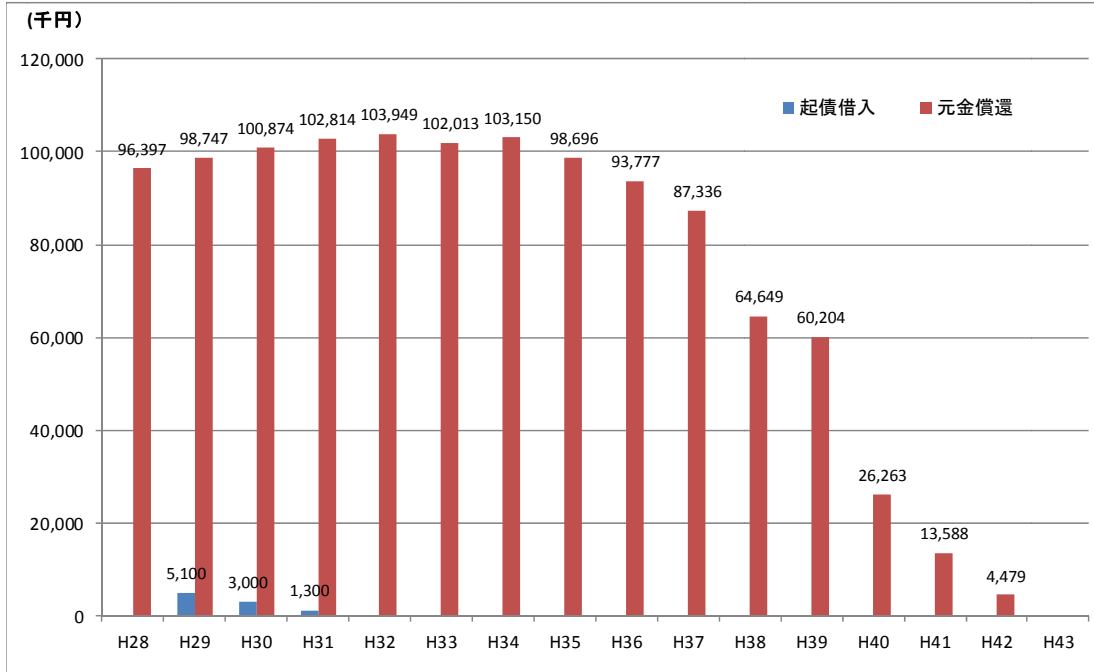


項目	H27末	H32	H37	H42	H47	H52
下水道使用料 (千円)	39,510	38,516	37,771	35,410	32,863	30,254
対H27末	1.000	0.975	0.956	0.896	0.832	0.766

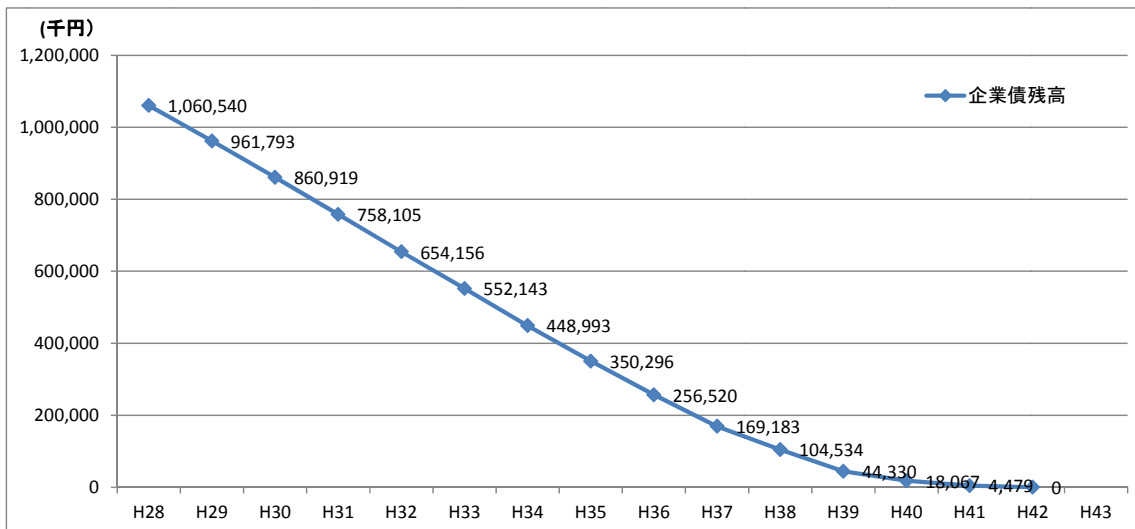
第6章 投資・財政計画

(2) 起債

平成29年度から31年度に、公営企業会計移行に係る経費に対する起債借入がありますが、今後、主な下水道整備はないため、起債借入は発生しないと考えています。



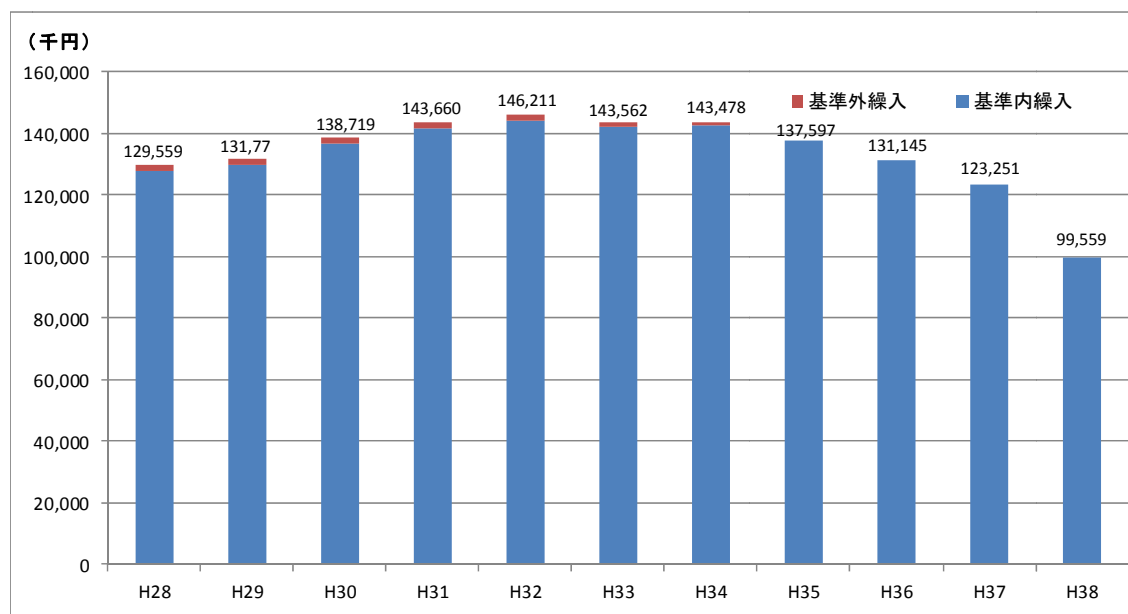
起債残高は、平成28年度の1,060百万円ですが、平成42年には起債残高は0になります。



第6章 投資・財政計画

(3) 一般会計からの繰入金

平成28年度の一般会計からの繰入金は、1.3億円であり、今後は、使用料収入の減少や維持管理費の増加に伴い、しばらくは一般会計からの繰入金は、微増すると考えられますが、H35年以降は、起債残高の減小に伴い、一般会計からの繰入金は減少する見込みです。



平成28年度の処理人口1人当りの繰入金は約51.8千円ですが、これを9.0千円以上減少させることを目標とします。

項目	H28	H33	H38
処理人口 1人当り繰入金	51.8千円	58.8千円	41.9千円
H28年度比較		7.0	▲ 9.9

第6章 投資・財政計画

様式第2号(法非適用企業)【農排】

年 度 区 分		前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	
収益的 収支	1	総 収 益 (A)	161,537	166,805	168,799	175,557	180,132	182,652	180,600	180,717	175,678	169,102	161,022	136,895	131,433	96,646	83,657	74,410
	収益的 収入	(1) 営 業 収 益 (B)	39,452	39,141	39,029	38,951	38,703	38,516	38,392	38,268	38,081	37,957	37,771	37,336	36,839	36,342	35,845	35,410
		ア 料 金 収 入	39,452	39,141	39,029	38,951	38,703	38,516	38,392	38,268	38,081	37,957	37,771	37,336	36,839	36,342	35,845	35,410
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)																
		ウ そ の 他																
		(2) 営 業 外 収 益	122,085	127,664	129,770	136,606	141,429	144,136	142,208	142,449	137,597	131,145	123,251	99,559	94,594	60,304	47,812	39,000
	収益的 支出	ア 他 会 計 繰 入 金	122,085	127,664	129,770	136,606	141,429	144,136	142,208	142,449	137,597	131,145	123,251	99,559	94,594	60,304	47,812	39,000
		イ そ の 他																
		2 総 費 用 (D)	69,407	70,703	75,553	78,196	79,249	79,178	78,341	76,996	75,382	73,725	72,086	70,646	69,629	68,783	68,469	68,331
	資本的 収入	(1) 営 業 費 用	40,581	44,204	51,445	56,544	60,113	62,611	64,360	65,584	66,441	67,041	67,461	67,755	67,961	68,105	68,206	68,277
		ア 職 員 給 与 費																
		イ 内 退 職 金																
		イ そ の 他	40,581	44,204	51,445	56,544	60,113	62,611	64,360	65,584	66,441	67,041	67,461	67,755	67,961	68,105	68,206	68,277
		(2) 営 業 外 費 用	28,826	26,499	24,108	21,652	19,136	16,567	13,981	11,412	8,941	6,684	4,625	2,891	1,668	678	263	54
ア 支 払 利 息		28,826	26,499	24,108	21,652	19,136	16,567	13,981	11,412	8,941	6,684	4,625	2,891	1,668	678	263	54	
ウ 一 時 借 入 金 利 息																		
イ そ の 他																		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	92,130	96,102	93,246	97,361	100,883	103,474	102,259	103,721	100,296	95,377	88,936	66,249	61,804	27,863	15,188	6,079		
資本的 収支	1	資 本 的 収 入 (F)	5,670	1,895	7,101	5,113	3,531	2,075	1,354	1,029								
	資本的 収入	(1) 地 方 債			5,100	3,000	1,300											
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債																
		(2) 他 会 計 補 助 金	1,795	1,895	2,001	2,113	2,231	2,075	1,354	1,029								
	(3) 他 会 計 借 入 金																	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金																	
	(6) 工 事 負 担 金																	
	(7) そ の 他	3,875																
	2	資 本 的 支 出 (G)	97,800	97,997	100,347	102,474	104,414	105,549	103,613	104,750	100,296	95,377	88,936	66,249	61,804	27,863	15,188	6,079
	資本的 支出	(1) 建 設 改 良 費	3,688	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		ウ ち 職 員 給 与 費																
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	94,112	96,397	98,747	100,874	102,814	103,949	102,013	103,150	98,696	93,777	87,336	64,649	60,204	26,263	13,588	4,479
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 入 金																		
(5) そ の 他																		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-92,130	-96,102	-93,246	-97,361	-100,883	-103,474	-102,259	-103,721	-100,296	-95,377	-88,936	-66,249	-61,804	-27,863	-15,188	-6,079		

第6章 投資・財政計画

様式第2号(法非適用企業)【農排】

年 度 区 分	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)																
前年度からの積立金 (L)																
前年度繰上充用金 (M)																
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)																
実 質 収 支 黒 字 (P)																
(N)-(O) 赤 字 (Q)																
赤 字 比 率 $(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100)$																
収益的収支比率 $(\frac{(A)}{(D)-(H)} \times 100)$																
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)																
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)																
地方財政法による 資 金 不 足 の 比 率 $((R)/(S) \times 100)$																
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)																
健全化法施行令第6条により算定した 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)																
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)																
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 $((T)/(V) \times 100)$																
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																
地 方 債 残 高 (X)																

○他会計繰入金

年 度 区 分	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
収 益 的 収 支 分	122,085	127,664	129,770	136,606	141,429	144,136	142,208	142,449	137,597	131,145	123,251	99,559	94,594	60,304	47,812	39,000
うち基準内繰入金	121,143	121,001	120,854	126,528	130,995	133,502	131,717	131,940	127,446	121,470	114,158	92,214	87,615	55,855	44,285	36,123
うち基準外繰入金	942	6,663	8,916	10,078	10,434	10,634	10,491	10,509	10,151	9,675	9,093	7,345	6,979	4,449	3,527	2,877
資 本 的 収 支 分	1,795	1,895	2,001	2,113	2,231	2,075	1,354	1,029	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	1,795	1,895	2,001	2,113	2,231	2,075	1,354	1,029	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金																
合 計	123,880	129,559	131,771	138,719	143,660	146,211	143,562	143,478	137,597	131,145	123,251	99,559	94,594	60,304	47,812	39,000

第7章 経営戦略の進捗管理

第7章 経営戦略の進捗管理

今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、計画期間の中間時である平成32年度に見直しを行うとともに、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合、また計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、この計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。

見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のサイクルを活用します。また、実績との乖離が著しい場合は、事業手法の見直し等について改めて検討します。

なお、今後、定期的な進捗管理が行えるよう、チェック体制についても検討します。

第7章 経営戦略の進捗管理

事業計画における指標（見込み）

視点	項目	望ましい方向	平成28年度	平成33年度	平成38年度	算出式
						指標の説明
収益性	経費回収率(%)	↑	27.8	23.1	28.2	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(維持管理費+資本費)}} \times 100$ 汚水処理に要する費用を下水道使用料でどの程度回収しているかを示す比率で、高い方が良い。
	経費回収率(維持管理費)(%)	↑	88.5	59.7	55.1	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(維持管理費)}} \times 100$ 汚水処理に要する費用のうち、維持管理費分を下水道使用料でどの程度回収しているかを示す比率で、高い方が良い。
	経常収支比率(%)	↑	235.9	230.5	193.8	$\frac{(\text{営業収益} + \text{営業外収益})}{(\text{営業費用} + \text{営業外費用})} \times 100$ 営業費用が営業収益でどの程度賄われているかを示す比率で、高い方が良い。
安全性	処理区域内人口1人当り起債残高(千円/人)	↓	700.2	629.9	556.2	$\frac{\text{起債残高}}{\text{処理区域内人口}}$ 処理区域内人口1人当り、どれだけ起債残高があるかを示す指標で、低い方が良い。
	利子負担率(%)	↓	2.5	2.5	2.8	$\frac{\text{支払利息}}{(\text{起債} + \text{他会計借入金} + \text{一時借入金}) \text{残高}} \times 100$ 期中の支払利息と起債等残高との割合を示すもので、比率が低いほど低廉の資金を使用していることとなる。
コスト	汚水処理原価(円/m ³)	↓	608.5	737.6	603.6	$\frac{\text{汚水処理費(維持管理費+資本費)}}{\text{年間有収水量}}$ 有収水量1m ³ 当たり、どれだけ汚水処理に要する経費がかかっているかを示す指標で、低い方が良い。
	処理区域内人口1人当り維持管理費(円/人)	↓	16,318	25,459	28,540	$\frac{\text{維持管理費(汚水分)}}{\text{処理区域内人口}}$ 処理区域内人口1人当り、どれだけ汚水処理に要する維持管理費がかかっているかを示す指標で、低い方が良い。
効率性	水洗化率(%)	↑	92.4	96.6	100.0	$\frac{\text{水洗化済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$ 処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の比率で、高い方が良い。